



平成 21 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名：株式会社 I H I

(コード：7013 東証・大証・名証第一部、福証、札証)

代表者名：代表取締役社長 釜 和明

問合せ先：広報・IR 室長 竹園 良雄

(TEL：03-6204-7030)

松尾橋梁株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 18 日開催の取締役会において、下記の通り松尾橋梁株式会社（以下、「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの概要

当社は、平成 21 年 5 月 18 日の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）に上場している対象者の発行済普通株式（対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、対象者を完全子会社化すること（以下、「本完全子会社化」といいます。）を目的とし、対象者の普通株式 22,238,000 株（平成 20 年 12 月 31 日現在の対象者の総議決権の 3 分の 2 以上）の取得を下限として、公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しました。

本公開買付けは、当社、対象者及び株式会社栗本鐵工所（以下、「栗本鐵工所」といいます。）の間で平成 21 年 5 月 18 日に締結された「事業統合に係る基本合意書」（以下、「本基本合意書」といいます。）に基づき、当社、対象者及び栗本鐵工所が有する橋梁・水門及びその他鋼構造物事業（これらのメンテナンス事業を含み、以下、総称して「対象事業」といいます。）の統合（以下、「本件統合」といいます。）に向け、第 1 段階として行われるものです（主な合意内容については、「4. (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有

無及び内容」をご参照下さい。)

なお、対象者は、平成21年5月18日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、審議及び決議に参加した対象者取締役全5名の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨を決議しています。また、対象者監査役3名(うち社外監査役2名を含みます。)全員は、上記対象者取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

(2) 本公開買付けの目的・背景

「(1) 公開買付けの概要」記載の通り、本基本合意書に基づき、まず当社が対象者の発行する普通株式の全株式を取得することを目的として、本公開買付けを実施し、対象者を当社の完全子会社とします。また、栗本鐵工所が保有する栗本橋梁エンジニアリング株式会社(以下、「栗本橋梁エンジニアリング」といいます。)の株式及び栗本鐵工所の対象事業を当社に譲渡する協議を開始します。尚、本公開買付けの成否等により、譲渡ストラクチャーは変更される可能性があります。

国内の橋梁・水門市場の最近の動向は、公共事業がここ数年発注量・金額ともに抑制される傾向が継続しており、今後の市場動向につきましても先行き不透明な状況であります。

橋梁業界では大手重工メーカーの撤退等があったものの、縮小した市場規模に比べ、依然として企業数が多い状況が続いております。各社は生き残りをかけ、規模に見合った利益を追求するために、生産体制の再構築を行う一方で、いくつかの企業は業務提携等を実施し、グループ化を目指した動きが活発になってきております。しかし、各社とも未だ本格的な統合にはいたっていないことから、今後もこれらの動きがますます活発になると予想されております。一方、公共工事発注システムは、コスト競争力だけでなく品質を含む技術競争力を要求する総合評価方式が一般的となった結果、エンジニアリング力による差別化が進んできております。

このような背景のもと、当社による対象者及び栗本鐵工所に対する呼びかけを機に、平成20年12月頃より当社及び対象者の2社間で統合の検討を開始いたしました。その後、平成21年4月に入り栗本鐵工所からの参画表明を受け、当社、対象者及び栗本鐵工所の3社間で事業統合についての具体的なスキームの検討を開始しました。

当社は総合エンジニアリング企業としての技術力、調達力に強みを有しております。他方、対象者及び栗本橋梁エンジニアリングは橋梁専門メーカーとしてコスト競争力のある生産拠点に強みを有しており、両社は大阪府堺市において隣接した工場を保有しております。両社は平成20年7月に「栗本橋梁エンジニアリング株式会社と松尾橋梁株式会社の工場ヤードの共同利用等に関する合意のお知らせ」を公表しており、これら2工場の生産設備を統合、整備、強化することに加えて、当社の技術力、調達力を発揮することで更なる生産性の向上と生産能力の増大を図ることが可能と判断しました。

国民の安全を守る治水事業の一翼を担う水門事業は、更新期を迎えた設備の維持、交換等を適切に行っていく必要があり、事業者は今まで培ってきた技術、生産ノウハウを堅持・継続することが求められております。

一方、水門の新設にかかる市場規模が大きく減少する中、大手重工メーカーの撤退等により企業数が減少してきております。

このような背景のもと、水門事業で常にトップグループに位置する当社及び栗本鐵工所は、これらの社会的要求に応えるため、これまでも如何に事業を継続していくかという課題に各々取り組んでまいりました。平成21年4月以降、橋梁事業に加えて水門事業についても事業統合の可能性について検討を重ねた結果、かつて水門の生産工場として活用され、水門事業に関する生産設備、ノウハウを有する栗本橋梁エンジニアリング大阪臨海工場を両社の水門製作の拠点とすることで、これらの社会的要求に応えかつ事業を継続していくことが可能との判断に至りました。

以上のように、橋梁事業における当社、対象者及び栗本橋梁エンジニアリングの3社間での事業統合、水門事業における当社及び栗本鐵工所の2社間での事業統合を行うことで、コスト競争力と技術力の向上を同時に達成することが可能と判断し、3社間で本件統合に関する基本合意書を締結することとなりました。また、各社の経験豊富な技術者が集結することにより技術開発力の向上と受注機会が増大するなどのシナジー効果を発揮していき、橋梁・水門両業界におけるトップクラスの地位確立と更なる成長戦略の実現を目指してまいります。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、本基本合意書に基づき、対象者の経営全般に関する詳細な協議及び検討を進めていく予定であります。橋梁・水門の総合エンジニアリング企業としての具体的な経営方針は以下の通りと考えております。

- ① 国内最大級の生産能力を持つ橋梁・水門併営企業として、低コスト・高品質に加え、高度な技術開発力を集約してグローバルな事業展開を目指します。
- ② コスト競争力の強化に向けて、隣接する対象者及び栗本橋梁エンジニアリングの2工場を一体化して新工場（大阪府堺市）として統合し経営資源を集中して生産設備の効率化を図り、競争力ある製作コストの実現を目指します。
- ③ 技術開発力とコスト競争力を武器に、橋梁事業では中規模以上の橋梁工事を、水門事業では大型・高難度の水門工事を中心としてシェアの確保と収益の拡大を目指します。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、上記の通り、対象者を完全子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続き（以下、「本手続き」といいます。）により、対象者を完全子会社化することを予定しています。本公開買付けにより、対象者の自己株式を除く、発行する全ての対象者普通株式を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に本手続きとして、当社は、現時点においては、(i) ①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び、③当該全部取得条項付種類株式全ての取得と引換えに別個の

種類の株式を交付することを付議議案に含む株主総会、並びに、(ii) 上記 (i) ②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株主による種類株主総会の開催を対象者に対し要請する予定です。本手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付種類株式に変更された上で、対象者がこれを全て取得することになります。対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行わない予定です。

対象者の株主で新たに交付される対象者の株式の1株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）の株式を売却することによって得られる金額が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果、株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格を基準として算定されることが想定されますが、この金銭の額は本公開買付価格と異なる可能性があります。また、全部取得条項が付された株式の対価として交付する対象者の株式の数は現在未定ですが、当社が対象者の株式の全てを取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対し、交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、上記 (i) 及び (ii) の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社の株式所有割合及び当社以外を対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外を対象者株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、その場合の具体的な手続きについては、対象者と協議のうえ決定する予定です。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求ができる旨が定められており、また、同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なる可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場しておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う対象者普通株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの終了時点で、当該基準に抵触しない場合でも、当社は本公開買付けの終了後に、上記「(4)いわゆる二段階買収に関する事項」に従って、対象者を完全子会社化する予定ですので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て、上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。また、上記「(4)いわゆる二段階買収に関する事項」に従って全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類の株式について上場申請は行われたい予定です。

なお、当社は、橋梁・水門事業を当社グループの主力事業の1つとして更に成長させていくために、対象者及び栗本鐵工所の対象事業を統合再編してより強固な事業体を構築することを目的としており、その過程で対象者を完全子会社化するものです。この完全子会社化及び栗本鐵工所の該当事業を含めた事業統合が実現すれば、当社はコスト競争力のある生産拠点を確保することができ、当社の総合エンジニアリング企業としての技術力を最大に発揮することで安定した収益確保と橋梁・水門業界で優位な地位を確保することが可能になると考えております。

上記の通り、当社は、対象者とのシナジー効果の創出、経営資源の最適化及び経営の効率化の観点から本完全子会社化を実施するものであり、本完全子会社化は、対象者の上場廃止を直接の目的とするものではありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	松尾橋梁株式会社
② 事業内容	・橋梁および鋼構造物の設計、製作、施工、診断および補修 ・その他の建設工事、土木建築工事の設計監理、防災機器の製造、販売、取付工事および保全、倉庫業等
③ 設立年月日	大正14年6月23日
④ 本店所在地	大阪府堺市堺区大浜西町3番地
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 白井 淳
⑥ 資本金	4,903百万円

⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.75%
	日本生命保険相互会社	3.41%
	木村 隆男	3.18%
	木村環境事業株式会社	3.11%
	シービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャップバ	2.48%
	リューポートフォリオ(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	
	新日本製鐵株式会社	2.40%
	松尾橋梁友和会	2.28%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.80%
	南原 康則	1.46%
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピー エルシー(常任代理人モルガン・スタンレー証券株式会社)	1.38%	
⑧ 買付者と対象者の 関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社は、平成20年度より対象者との間で、合成床版の製作などの受注や、鋼製橋脚製作の発注などの取引があります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年5月19日(火曜日)から平成21年6月16日(火曜日)まで(21営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成21年6月29日(月曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、122円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーで第三者算定機関である野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村証券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村証券から平成21年5月15日に対象者の株式価値の算定結果について株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）の提出を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法：79円から90円

DCF法：95円から143円

i) 市場株価平均法

市場株価平均法に関しては、以下の各期間における東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値又はその単純平均値に基づき、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を79円から90円までと分析しています。

株価採用期間		1株当たり 株式価値
算定基準日	平成21年5月15日	90円
直近1週間	平成21年5月11日～平成21年5月15日	90円
直近1ヵ月間	平成21年4月16日～平成21年5月15日	86円
直近3ヶ月間	平成21年2月16日～平成21年5月15日	79円
算定結果		79円～90円

ii) DCF法

DCF法に関しては、対象者の事業計画、対象者に対するマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を95円から143円までと分析しています。

当社は、野村証券から取得した株式価値算定書における上記各手法の算定結果に加え、対象者に対す

る事業、財務、法務、税務及び環境に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年5月18日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり122円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、東京証券取引所市場第一部における平成21年5月15日の対象者普通株式の終値90円に対して35.56%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年5月15日までの直近1ヶ月間の対象者普通株式の終値の単純平均値86円に対して41.86%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年5月15日までの直近3ヶ月間の対象者普通株式の終値の単純平均値79円に対して54.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社による対象者及び栗本鐵工所に対しての呼びかけを機に、平成20年12月頃より当社及び対象者の2社間で統合の検討を開始いたしました。その後、平成21年4月に入り栗本鐵工所からの参画表明を受け、当社、対象者及び栗本鐵工所の3社間で事業統合についての具体的なスキームの検討を開始しました。

かかる協議・検討の結果、対象者を完全子会社化することで、当社及び対象者の経営資源を束ね、企業価値すなわち株主価値の向上につなげることができるものと判断し、対象者を当社の完全子会社化することを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、独立した第三者算定機関である野村證券より株式価値算定書を平成21年5月15日に取得しています。

ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

市場株価平均法：79円から90円

DCF法：95円から143円

iii) 本公開買付価格を決定するに至った経緯について

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書における上記各手法の算定結果に加え、対象者に対する事業、財務、法務、税務及び環境に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成

21年5月18日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり122円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

野村證券は当社又は対象者のいずれの関連当事者に該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
33,357,436 (株)	22,238,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,238,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成21年2月13日に提出した第130期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(33,397,346株)から同日現在対象者が保有する自己株式数(39,910株)を控除した株式数(33,357,436株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	33,357 個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	33,281 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月13日に提出した第130期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。但し、当該総株主の議決権の数には株式会社証券保管振替機構名義の株式数(14,000株)に係る議決権の数は含まれておらず、また、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「株券等所有割合」の計算においては、第130期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在

の発行済株式総数（33,397,346株）から同日現在の対象者の保有する自己株式数（39,910株）を控除した株式数（33,357,436株）に係る議決権の数（33,357個）を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

（注3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 4,070 百万円

（注）上記の買付代金は、買付予定数（33,357,436株）に1株当たりの買付価格（122円）を乗じた金額を記載しております。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年6月23日（火曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成21年7月6日（月曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（22,238,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（22,238,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公

開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしく

は米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 5 月 19 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人 野村証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け後の経営方針」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響については、確定次第速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けについては、平成21年5月18日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。

② 当社は、対象者との間で、大要以下の事項を内容とする公開買付け賛同契約書（以下、「本賛同契約書」といいます。）を平成21年5月18日付で締結しています。

(ア) 本公開買付けの開始と賛同

当社は対象者への本公開買付けを実施します。対象者は本公開買付けに賛同する旨の決議を行い、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の意見表明を公表し、本公開買付けの公開買付期間が満了するまでの間、対象者の取締役の善管注意義務に違反しない限り、賛同決議を維

持し、これを撤回しないものとします。

また、対象者は当社に対して、本公開買付けの実施に関して必要となる手続につき、最大限協力するものとします。

(イ) 完全子会社化

当社及び対象者は、本公開買付けの結果、本公開買付けが成立し、かつ、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得するに至らなかった場合、当社は、対象者をして、本公開買付けの決済日以降の日を基準日とする、i) 定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、ii) 定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及びiii) 対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会及びii) を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催、又は当社及び対象者が別途合意する方法により、対象者を当社の完全子会社とするために必要な措置を採ることについて誠実に協議します。

(ウ) 表明及び保証

対象者は、当社に対して、本賛同契約書の締結日において、対象者から当社に対して提出された情報並びに法に基づく内部者取引規制の基礎となる未公表の重要事実及びそのように解される可能性のある事実が存在しないこと等が真実であり正確であることを表明し、保証します。

(エ) 善管注意義務

対象者は、本賛同契約書締結日から本公開買付けの決済日までの間、対象者及び対象者の子会社（以下、「対象者グループ」といいます。）の経営に関し、対象者グループの事業、資産、財務状態又は経営状態について重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行おうとする場合には、当社の事前の書面による承諾を得るものとします。

(オ) 重要事実の公表

当社及び対象者は、本公開買付けの開始の前後を問わず、本公開買付けに重大な影響を与えうる事実が生じた場合には相互に報告し、法令の許容するところにより両社協議の上必要な対応をとり、本公開買付けが成功するよう最大限の努力をすることとします。

- ③ 当社は、対象者及び栗本鐵工所との間で、大要以下の事項を内容とする本基本合意書を平成21年5月18日付で締結しています。

(ア) 誠実交渉義務

当社及び栗本鐵工所は、平成 21 年 8 月末頃を目処として、栗本橋梁エンジニアリングの株式取得に関する株式譲渡契約書を締結し、且つ、栗本鐵工所の対象事業の譲渡に関する事業譲渡契約書を締結すべく、誠実に協議を行うものとします。

(イ) 独占交渉権

当社、対象者及び栗本鐵工所は、本件統合の全部又は一部を中止することを合意した場合を除き、平成 21 年 9 月 30 日迄、本件統合に関し、当社、対象者及び栗本鐵工所の間でのみ協議し、対象事業に関し、当社、対象者及び栗本鐵工所以外の第三者と本件統合と両立しない取引について勧誘、協議等を行わないものとします。但し、当社、対象者及び栗本鐵工所のいずれかの取締役の善管注意義務に違反する具体的なおそれが存する場合にはこの限りではありません。

(ウ) 公表

当社、対象者及び栗本鐵工所は、本基本合意書の内容等に関して、他の全当事者の事前の同意なくプレス・リリースその他の公表を行わないものとし、その内容、時期及び方法について別途協議の上決定するものとします。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成21年5月18日に東京証券取引所及び大阪証券取引所において平成21年3月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の個別損益状況等は以下の通りです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

①【損益の状況】

決算年月	平成21年3月期 (第130期)
完成工事高	13,740百万円
完成工事原価	13,056百万円
販売費及び一般管理費	1,052百万円
営業外収益	33百万円
営業外費用	192百万円
当期純利益(当期純損失)	△592百万円

②【1株当たりの状況】

決算年月	平成21年3月期 (第130期)
1株当たり当期純損益	△17.75円
1株当たり配当額	—円
1株当たり純資産額	187.58円

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項及び令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成21年5月18日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から12時間を経過するまでは、松尾橋梁株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる

契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以 上